

「改正」教育基本法と教育運動の課題

蔵原 清人

多くの国民、教育者、教育研究者、識者の批判と反対を押し切って、昨年の臨時国会で教育基本法が全部改正され、暮れも押し詰まった12月22日に新・教育基本法は早くも公布・施行された。法制度としては日本の戦後教育を支えた「旧」教育基本法は廃止されたことになる。これにより、日本の教育はどうなるのだろうか。われわれはどう対応したらいいのか、また対応ができるのだろうか。この問題は、国民の、教育実践者の、教育研究者の、マスコミ関係者の等々の差し迫った課題となっている。十分に検討する時間の余裕はないが本稿ではこの問題を考えてみたい。多くの方々に検討していただき、またご意見をいただくことを願います。

1 教育基本法改正の概要

法律としては、新・教育基本法は、これまでの教育基本法の規定を削除した部分、新たに付け加えた部分、変更した部分がある。すでに多くの論考で指摘されていることであるが、概略をまとめておきたい。

削除された部分としては、旧法の前文の最初の段落、第2条(教育の方針)、第5条(男女共学)のほか、第4条(義務教育)の「9年の普通教育を受けさせる義務」、第6条第2項の「法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であって」という規定および、第10条の「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」のそれぞれ下線部分などである。

新設した部分は大変多い。新法では第2条(教育の目標)、第3条(生涯学習)、第7条(大学)、第8条(私立大学)、第10条(家庭教育)、第11条

(幼児教育)、第13条(学校、家庭及び地域住民等相互の連携協力)、第17条(教育振興基本計画)が新設された。さらに旧法の条文の中に付け加えられた内容も多い。第4条(教育の機会均等)の第2項の障害者への教育支援、第5条(義務教育)の第2項義務教育の目的と、第3項国等の責任、第6条(学校教育)の第2項学校の教育準則、第16条(教育行政)の国等の施策準則などがある。

変更部分としては、それらを変更と見るか、削除・新設と見るかの問題はあるが、はじめにあげるべきは、第1条(教育の目的)の中で、旧法にあった「真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた」を削除し、「必要な資質」という一語に置き換えたことである。おそらく、この「必要な資質」の具体的内容は新法の次の第2条(教育の目標)に示したというのであろう。この第2条と関連して、前文に「公共の精神」や「伝統の継承」という文言を加えている。また旧法第6条第2項が独立の第9条(教員)となった。

もう一つ大きな変更点として、旧法ではなかった章分けがされたことがある。新法第1章は教育の目的及び理念として、第1条(教育の目的)、第2条(教育の目標)、第3条(生涯学習)、第4条(教育の機会均等)を含み、第2章は教育の実施に関する基本として、第5条(義務教育)、第6条(学校教育)、第7条(大学)、第8条(私立大学)、第9条(教員)、第10条(家庭教育)、第11条(幼児教育)、第12条(社会教育)、第13条(学校、家庭及び地域住民等相互の連携協力)、第14条(政治教育)、第15条(宗教教育)が一括された。さらに、第3章教育行政には、第16条

(教育行政)、第17条(教育振興基本計画)が、また第4章に法令の制定(第18条)がおかれた。

2 教育基本法改正の意味するもの

教育基本法をここまで全部改正することの意味はどこにあるのだろうか。すでに多くの指摘があるように、愛国心教育を進め憲法第9条を改正して戦争のできる国にするというねらいがあることは明らかである。国会審議においても、政府は現行憲法とともに自民党の憲法改正案とのすりあわせをしたことを認めている。前文の「日本国憲法の精神にのっとり」という文言は新法にも残されたが、それは憲法が改正されればそのまま改正憲法を指す仕組みであり、自民党憲法案の先取りであるといえる。

しかしながらこうしたねらいは今後の施策の準備のためだけということではできないだろう。新法に新たに規定する事柄の多くはすでに進められているのである。第2条の教育の目標は学習指導要領にすでに書き込まれ、教科書検定や指導要録等を通して実際の教育現場に押しつけられている。教員の職責についても、その市民社会の中での役割を具体的につかんで専門職として自覚することではなく、抽象的に「崇高な使命」を強調して教員の行動を規制する政策がとられている。そのために、「問題教師」をクロウズアップさせ、糾弾の世論を高めようとしている。さらに政府の施策を遂行するためにいじめの問題や必修科目の未履修問題などをとりあげて、教育委員会の対応の手ばかりとして批判し、国の指揮監督権限を広げようとしている。新しい教育基本法は、このようにこれまで進めてきた政府の施策を盛り込んでいることを見るべきである。したがって今後はこれらの施策が法的裏付けをもって強制されることになる。

今回の教育基本法改正の意味について具体的にまとめておこう。

第1に、国民の教育権を否定し、国の教育権を確立するものである。

教育に関する国の責任をいうことで、教員を含む国民共同の事業という視点を否定し、教育を進めることは国の権限であり、教育関係者はそれに従うべきだという国家の教育権を確立したことである。そして、第10条(家庭教育)、第11条(幼児教育)、第3条(生涯学習)を新設することで生まれてから死ぬまでのすべての一生の教育と学習を国家の主導の下に置く法的枠組みができたといえる。ここには国の行為を制限する規定は何もない。その当然の結果として教員の専門職性を認めていない。

旧法第10条の「国民全体に対し直接に責任を負って」という教育実施の原則を削除して国民の教育権を否定し、新法第16条(教育行政)の第2項に国の総合的施策実施義務を規定したことはまさに国家主義的教育の宣言である。教育振興基本計画は国会へは報告のみで政府の専権事項であり、これはまさしく戦前の教育は天皇の大権に属し、法律ではなく勅令によって定めるといふ、いわゆる教育の勅令主義の復活であるといわなければならない。

地方公共団体は、地域においてそのような政策の具体化を図るものとされ(新法第17条)、国と地方公共団体との協調も第5条第3項、第16条第4項などで規定されている。学校の指導方針(第6条第2項)、教員の「職責の遂行」(第9条)、保護者の「第一義的責任」(第10条)、さらには学校、家庭及び地域住民等相互の連携協力(第13条)なども規定した。大学についても、「社会の発展に寄与するものとする」という成果を上げることが義務づけられた。こうして国の教育方針を実現するために全ての教育機関と保護者を含む関係者を協力させる、教育の総動員態勢ができたことになる。

なお、政府がまとめた基本計画に基づいて施策を進めるという経験は、この間の教育改革の推進の他にもすでに3期目に入った科学技術基本計画などによって、十分な経験を積んでいるといえるのであって、容易にその経験を生かす

「改正」教育基本法と教育運動の課題

ことができる状態にあると見られる。

第2に、主権者を育てる教育を否定し、愛国心と社会適応を求める教育を進めるものである。

これから進められる教育の内容はどのようなものであるか。新法第2条（教育の目標）では、「豊かな情操と道徳心」を培い、「勤労を重んずる態度」を養い、「公共の精神に基づき…社会の…発展に寄与」し、日本の「伝統と文化を尊重」し、「我が国と郷土を愛する」ことなどが強調されている。ここにあるのは、愛国心教育であり、具体的には現存する社会に対してそれに自ら適応し、その中で自分に与えられた役割をひたすら果たしていくという人間像である。第15条（宗教教育）に加えられた、「宗教に関する一般的教養」の尊重という規定は、神道などについて教育することを容認することになる。

ここには主権者としての自覚を高め、人権と自由をはじめとする民主主義的価値を尊重し、民主主義の発展に資する人格の形成をめざすといった主権者としての国民像は、少なくとも積極的には提示されていないというべきである。旧法第1条（教育の目的）から削除された「真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた」という語句を、新法第2条の各項目にバラバラに組み込んだことの意味を考える必要がある。

このような個人の内面に関わることを法律で規定するということは、近代法の原理を逸脱しているといわなければならない。

第3に、教育を社会の基底をなすものと見ず、政府の政策目的実現の手段としていることが明らかにされた。

ここでの教育観は、教育を受ける個人に焦点を当て、もっぱら個人の努力によって教育を受けるというものである。教育の機会均等（第4条）をいうものの、教育の無償化には全くふれず、国公立学校における義務教育の授業料無徴収にとどまっている。まして国や地方公共団体の学校の計画的な地域的配置や社会人の教育を

受ける権利を保障するための有給の教育休暇や助成などについて何ら言及されないものである。私立学校についての規定（第8条）も、それが新設されたことで評価する向きもあるが、私立学校の設立を国民の権利として認めたものではなく、したがって助成やその他の振興策については国や地方公共団体に義務づけてはいないことを見る必要がある。

また家庭教育や社会教育の振興策も「学習の機会及び情報の提供その他」というだけである。今日、社会人が学習するためには、そのための時間が確保できず費用が負担できないことはもっとも大きなネックになっているのであって、その解決のためには企業への義務づけを含む実効性ある対応策を実施しない限り、多くの人にとって教育の機会均等は「画に描いた餅」でしかない。つまり具体的な保証のない規定は政府のポーズを示すものでしかないのである。

旧法の前文には、新しい憲法制定の決意を示し、「この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」とのべていた。新法の前文では同様の文言があるものの、「根本において教育の力にまつべきもの」という語句が削除されている。また旧法第2条（教育の方針）では、「教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない」と規定していた。この内容を形式上継承したと見られる新法の第2条（教育の目標）には、「あらゆる機会に、あらゆる場所において」という文言はない。それは第3条（生涯学習の理念）に移された。そこでは、「国民一人一人が…その生涯にわたってあらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ」ることとしている。これは大きな違いである。前者では、「あらゆる機会に、あらゆる場所において」ということは「教育の目的を実現するため」であるので、教育として意図された活動には限られず、教育を受ける個人の意志のあるなしに限られないということに注意されなければならない。新法の規定

は、同じ文言を使いながらも、それは個人が意図して学習するもの、すなわち明示的な学習に限られているのである。前者は、社会全体が教育の配慮をするという規定であり、教育の観点を社会生活の原理とすることであるのに対して、後者は意図的な明示的な学習機会に限られているのであって、社会生活の全般にわたって教育の視点から配慮をすることは考慮されていないのである。

これらに新法を取りまとめた根本の思想が表れているというべきである。すなわち新法の教育観は、教育を個人にとっても、社会にとっても、あるいは国にとっても、一つの手段、方法として考えているということである。そこには社会全ての基盤として教育が存在するという考えはないのであり、それゆえに政府が計画すればそれは教育としては問題なく実現するものという、教育を単に利用するという立場に立っていることは厳しく批判されなければならない。

第4に、子どもだけでなく大人へも思想教育を進め、管理主義を貫く意思を表明した。

子どもを育てるための教育と大人自身が学ぶ教育との区別ができていないために大きな混乱あるいは重大な帰結を招くものとなっている。それは第2条(教育の目標)の位置づけである。この問題はすでにふれたが、この条文が第1章に置かれているということは、第2章で掲げるさまざまな教育の場面の全てに適用されることが求められるということになる。すなわち、大学や社会教育において学ぶ成人に対しても愛国心教育や道徳教育を行えということである。これはその人を一個の独立した人生観や人格を持つ存在と認めないことであり、主権者として認めないことである。

また第6条(学校教育)第2項の学校教育の指導方針も、学校教育の一形態である大学にも法理上は当然適用されることになる。たとえば、「教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない」と

いう規定があるが、大学の学生に対しても「心身の発達に応じて」の配慮を一律に要求することになる。しかし成人や年配者もいる学生にとって「心身の発達に應ずる」ということは何を意味することになるのか。この文言は現在の学校教育法では、高校までの教育の目的には含まれるものの、大学の目的(第52条)には含まれていないことに注意されなければならない。また新法同条同項の「教育を受ける者」への指導方針についても同様であって、教育を受ける権利、学習権の主体としては全く考えられてはいないのである。

こうした規定は、成人であっても大学や社会教育を受ける者は教員や学校の指導に従えということの意味することになる。すなわち全ての教育において思想教育を進め、管理主義を徹底することに他ならない。大学においても戦前に行われた「思想善導」が復活する恐れは強い。

以上まとめれば、この「改正」は教育基本法を人間の内面にまでわたる民の義務を提示した前近代的封建的な御法度のレベルに引き戻したものだといわなければならないだろう。そして法の性格からすれば、教育についての原理法から教育の手続き法へと大きく性格を変えたというべきであろう。

3 改正案国会上程以後の世論の高まりを受け止める

このような内容を持つ新教育基本法がこれまでの政府の方針からの重大な転換であることについて、いうまでもないことではあるが確認しておきたい。それはこれまで以上にひどいものを出したということにとどまらず、これまでの政府や文部科学省自らの方針を否定する方向を取り始めていることは注目される。例えばじめや高校世界史の未履修問題など、これまでの教育政策の中で必然的に起こってきたものを取り上げ、自らの責任は棚上げにして、現場の教員、校長、教育委員会等を非難し責任を押しつ

「改正」教育基本法と教育運動の課題

け、自らは「焼け太り」（石井正弘岡山県知事、3月11日付毎日新聞）といわれるほどの権限強化を図っている。

こうした方針転換は、国際情勢を見ようとしていない自らの子どもじみた戦争願望や財界の軍需産業振興方針を実現するための憲法改正への一つのステップとして切迫した課題ととらえていることや、今年の参議院選挙に向けてすこしでも人気をとろうとして国民の関心の深い教育問題をとりあげるなど、いくつかのねらいを含んでいるだろう。

重要なことは、その政策意図の問題性とともにこの方針転換がこれまで文部科学省に協力してきた多くの関係者の善意の努力をも全面否定することになっていることである。そしてそれはマスコミも利用してますます強権的に進める様相を強めている。

一般教員に対しては、すでに以前から組合攻撃をして組合の活力を削ぎ、組合に入らないようにしてその組織率を低下させてきた。その間、校長や指導主事などを行政側に組織し、彼らを意のままに動かして行政の方針を実現する体制を作り上げてきたのである。その中には子どもたちのためによかれとして献身的に努力してきた人々も少なくない。しかし現在の政策はそういう人たちの努力を全否定する方針に転換したのである。管理主義が強化される中で一部教員の退廃も進んでいる。こうした教員の行動を取り上げて、指導力不足教員や問題教員のキャンペーンを進めてきた。また教育委員会の「隠蔽体質」ということも強調されている。マスコミの安易な迎合もあって、今や教員バッシング、教育委員会バッシングが進められている。さらに子どもバッシング、親バッシングである。

こうした状況の中で多くの反発と批判が生まれている。今回の改正に当たって反対運動はかつてなく急速に盛り上がったが、そうした人々の中には、いわゆる民主的教育運動を進めてきたと自他共に認められる人々だけでなく、これ

まで文部科学省の方針に従って行動してきたと見られる教育者や研究者が多く含まれていることに特徴がある。また教育委員会に対する文部科学省の権限強化の改革案に対しては地方自治体からの公然とした反対意見も表明されている。これは、この方針がこれらの人々のこれまでの教育にかけてきた情熱と努力、日本の社会の中での教育の位置づけを否定し、教育についての大前提を崩すという危機感から発しているものといわなければならない。

これはいいかえれば改正教育基本法に示される政策は、戦後の日本社会の中に広く根付いている教育に関する共通理解と営々と築きあげてきた教育の達成を一挙に崩そうとするものであり、そうした共通理解と達成こそが安倍首相などの改憲勢力の攻撃する「戦後教育」の実体なのである。それは彼らの、すべての教育関係者を敵に回しても自分たちの利益に叶った教育方針を貫くという意思表示であり、このチャンスを逃したら自らの破滅につながるという、彼らの中ではそれだけの危機感を高めているのであろう。

したがって、教育基本法をめぐる今日の問題は、あれこれの教育観、教育方法論の選択ではなく、またあれこれの政治勢力の対決という問題ではなく、全ての国民の戦後60年にわたって生活し、働き、作り上げてきた成果を全否定するのかどうかという問題であることが強調されなければならないだろう。

今回の改正は、そのようなものであるからこそ与党の中で秘密裏に、国民の目にふれないように準備したのである。未だにその検討の内容を公表する意志もなく、またできないことが、問題の本質を示している。そうした改正の準備作業の仕方こそ、まさしく旧法第10条の禁止した「不当な支配」そのものといわなければならない。今回の改正のプロセスは、そのような意味で国民の教育権に対する改憲勢力の「クーデター」であるという他はない。

これからの教育運動を進める人々は、現在の教育が、政府の施策のために様々な問題を持ちながらも、大局的には全ての国民の努力の成果であるという側面を積極的に認めることが必要である。例えば日本のどの地域に行っても基本的に同質の教育が行われているということは、文部科学省の政策の結果だけのことでなく、その地域での住民や教師、教育委員会をはじめとする自治体などの多大な努力なしには実現し得なかったことなのである。また父母などの国民が自分の生活を安定させる努力を怠らなかったからこそできた達成なのである。日本の国民はそうにして、国民の教育権を行使してきたし、そのために今日まで教育を発展させることができた。国民の立場に立とうとする教育論はこのことを積極的に認め評価しなければならないと考える。そしてこれらの人々を励まし、教育を進めていくための手だてを具体的に示し、支援していくことが重要である。

とはいえ、今の教育が何も問題を持たないといいたいのではない。今日の教育は政府の政策の結果として、また社会自体の未熟さの結果として、今後解決しなければならない問題を多く抱えており、具体的に研究を進めることが必要であるが、ここでは特に一つの問題を取り上げたい。それは今日の教育の改善のためには国民の生活そのものの改善が不可欠であり、また国民の生活の改善は教育の改善なしには進まないことを明らかにする必要があるということである。

深刻ないじめの問題や自殺、若年層の凶悪事件などは大人社会の実像の反映である。子どもたち以上に大人たちは様々な犯罪を起こし、リストラや経営破綻など様々なひずみとストレスを受けて生活している。子どもたちの生活はそのような状況と無関係でない。親たちは子どもの世話をしたくとも、長時間労働をやめたら生活自体が成り立たないために仕事に迫られているし、それさえも低賃金のために食べて行くのがやっとという状態が広がっている。また長時

間の通勤をしないでは住む家も手に入れられない状況もある。だれもがもっと子どもと向き合いたい、子どもの世話をし、十分な教育を受けさせたいと思っていっても、ままならないのである。大人自身が人間的な生活ができる社会、自分が人間として大事にされていると実感できる社会でなければ、子どもたちを人間として育てていくゆとりさえも持てないだろう。

こうした状況を生み出したのは親たちを雇用する企業だけではない。自治体も政府の行革政策の結果、十分な住民支援ができないでいる。生活保護の制限や健康保険証の取り上げなどが広がり、住民として大切にされているという思いが持てない状況がある。国の政策はもちろんである。原爆症や難病への支援、従軍慰安婦問題や戦災への補償など、国の姿勢は国民に対してはなほだ冷たい。

大人が人間らしく暮らしていなければ子どもを人間らしく育てることはできないことは明らかだろう。教育というものは学校の成績を上げることだけではないのだ。子どもたちを育て、豊かな人格を形成させ、もっている可能性を広げて将来の進路をつかんでいくよう支援することは、大人が人間らしい生活を取り戻す闘いと深く結びついているのである。そして子どもたちの教育のために社会全体が力を合わせることも大切である。それは豊かな教育を実現する取り組みであるとともに、人間を大切にする社会の実現への取り組みでもある。

こうした立場から、子どもたちを健全に十全に発達させることのできる教育の実現と、大人にとっても人間らしい生活を取り戻し、すべての人が人間として大切にされる社会をめざす「子育て・世直し大運動」を提唱したい。

4 教育に取り組む立脚点をどう考えるか

こうした教育の取り組みを進めていくに当たって、よって立つべき立脚点を確認しておきたい。

「改正」教育基本法と教育運動の課題

確かに教育基本法は改正された。しかも全部改正である。しかしそれによっても改正できなかったところがある。全体の文脈からすればかなりの換骨奪胎であるとはいえ、元の文言を残したところも少なくない。たとえば、「教育は、人格の完成を目指すものであること(第1条)」、「良識ある公民として必要な政治的教養」の尊重(第14条)、また「教育は、不当な支配に服することなく」(第16条)などが残されたことは重要であろう。

もちろん政府の意図や行政的解釈がどのようなものであるかという問題はありますが、法律はひとたび制定されれば、今度はその条理からの解釈で争うことが必要であり、可能となる。しかも幸いにして憲法はまだ変えられていない。日本国憲法が「永久の権利」(第11条)として保障する基本的人権の内容として、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」(第13条)の一部をなす教育を受ける権利をしっかり受け止め、今日の状況に具体化していくことが重要である。そのためには現代社会における教育の意義を根本に立ち戻ってとらえ直すことが必要であるだろう。

人間社会の新しいメンバーを人間として育てあげることが、人間社会の存続にとって不可欠の事業であり、育てられる人間にとってもそのような教育なしには人間社会の一員として生きていくことはできないという意味において、教育は人間にとって不可欠の活動である。だからこそどのような勢力であれ一部の勢力が教育を支配することは許されず、また国家であっても勝手にコントロールすることは認められないのであって、教育は国民の共同の事業として行われなければならないのである。

これは旧法第10条にいう、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」ということの意味であり、国公私立のいずれであっても「法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者である」という第6条第2項の規定の真意である

といわなければならない。教育の無償化ということも、その費用を社会全体が負担するという意味であって、それは教育の成果は単に教育を受けた個人だけが享受するものではないからである。

次にそのような教育は現代社会においてどのような内容を持つかということが重要になる。現代社会は国民が主権者として、その総意によって力を合わせて政治を行い生活を進める社会である。また現代の生産をはじめとする社会の諸活動に参加するためには、現代の特徴や現代に必要な技術や知識を身に付けなければならないことは明らかである。現代は全世界が相互に関わり支え合っているものであり、そうした世界に関する理解も重要である。また科学技術が発達し社会のあらゆる場面で活用されている以上、それへの理解も不可欠である。

これまでの歴史の中で、人間を大切にすることの重要な一部として、内面の自由が認められている。思想信条の自由、表現や結社の自由等々である。旧法第8条(政治教育)や第9条(宗教教育)の規定は新法でも基本的に受け継がれたが、それは近代社会の原則として当然のことであり、新法を準備した勢力が否定できなかった事実こそ注目する必要がある。この権利の確立までには、ガリレイをはじめ多くの人々の長い間の闘いがあった。19世紀半ばにおけるイギリスで公立学校における宗教教育の廃止と科学教育の導入を主張したハクスレーの闘いも記憶されるべきである。日本でも同様の闘いの歴史がある。国家の教育への関与の制限ということは、歴史的に獲得してきた自由を求める諸国民の権利なのである。

教育の特質がこのような内容を持っているからこそ、それに関わる権利は幸福追求権の重要な一部となっている。これは、憲法が規定するように、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すこ

とのできない永久の権利として信託されたもの」なのである(第97条)。すなわち基本的人権に関わる憲法の諸条項は、「改正」の対象とはできない性質のものなのである。

さらにこれらの教育にかかわる権利は、ユネスコの「教員の地位に関する勧告」(1966年)をはじめ、教育に関するさまざまな国際的な取り決めの中に日本政府の代表も参加して確認されたことを見ておかなければならない。

教育に関わる者はこうした点について、生徒と学生、保護者そして社会に向かって、繰り返し説明し、理解を求めなければならないだろう。若い人はもちろん、現在の社会を中堅として支えている人々も、これまでの教育では世界史の「未履修」や権利教育の削減によって、「人類の多年にわたる自由獲得の努力」についてほとんど学ぶところがなかったといわなければならないほどの状態である。したがって、権利ということを自明の事とせず、その具体的内容、歴史と重要性を繰り返し語りかけなければならない。

人間は人間として大切にされなければならないのである。またそれを要求することは当然のことなのである。社会にいる人々が皆幸福に暮らせることが大切なのであり、そのために人間は力を合わせなければならないのだ。この原点を繰り返し確認していくことが重要である。この原点に立った教育を進めていくこと、それは教育基本法改正を進めた者たちのねらいを打ち砕く確実な取り組みである。教育運動は様々なレベルで進められるべきであるが、このような

視点に立ち広範な教育関係者と国民、生徒や学生の参加する運動を作り上げていくことが今日特に大切になっていると考える。先に「子育て世直し大運動」ということにふれたが、それはこのような構えを持った大運動とならなければならない。

その際、特に留意しておくべきことは、現在の日本社会で行われている、知識不信、教育不信のキャンペーンに対する批判と克服である。ここでそれを詳しく説明する紙幅はもはやないが、それにはその批判だけでなく、信頼に足る知識を生みだすとともにそれらを普及し、また信頼に足る教育を広げていくことが重要になる。そのために教師や知識人、研究者の大きな努力を必要とすることとなる。関係者の努力に期待したい。

なお、新法に基づきすべての教育関係法の改正が予定されている。すでに中央教育審議会は教育再生会議の第1次報告をうけて、「教育基本法改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」、3月10日に答申を行った。この答申は諮問から1ヵ月の審議でまとめられたもので、これまた異例・異常なものである。重ね重ね国民の声を無視するという意志を明確にしたといわなければならないし、中教審をこれまでの慣行を無視して、政府の全くの下僕にしたのである。これらの法制および教育制度の課題については改めて考察したい。

(くらはら きよひと・会員・東京高等教育研究所事務局長)